

定 款

鈴 茂 器 工 株 式 会 社

最終改定日：2026年6月27日

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、鈴茂器工株式会社と称し、英文では、Suzumo Machinery Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 食品加工機械、充填機械、包装機械および諸機械の製造、販売、割賦販売、賃貸、保守および輸出入
2. 食品加工機器、厨房用機器および食器等の製造、販売、割賦販売、賃貸、保守および輸出入
3. 食品関連の包装資材および食品資材等の製造、販売および輸出入
4. 第 1 号および第 2 号に掲げる機械および機器のリサイクル事業並びに古物売買業
5. 店舗等内装の設計、施工および管理
6. 生命保険の募集および損害保険代理業
7. 情報システムの企画、開発、販売、賃貸および保守業務
8. コンピュータおよび事務機器の販売、賃貸および保守業務
9. 農業、水産業並びに畜産業
10. 農産物、水産物、畜産物の卸、販売および輸出入並びに食品加工および加工品の販売
 11. 食料品、調味料の製造、卸および販売
 12. 洗剤、除菌剤の製造および販売
 13. 試薬、医薬部外品、食品添加物の製造および販売
 14. 飲食店の経営
 15. 日用品雑貨の販売
 16. インターネットを利用した通信販売事業
 17. 不動産の売買、仲介、賃貸借および管理
 18. 自然エネルギーによる発電および売電事業
 19. 前各号に附帯する一切の事業

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都練馬区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する

方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、32,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第10条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、

あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第16条 当社は取締役会を置く。

(員数および選任方法)

第17条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、6名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
3. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会にてこれを選任する。
4. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(累積投票の排除)

第18条 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始のときまでとする。

(取締役の報酬等)

第20条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、会長1名、副会長1名、社長1名、副社長、専務、常務、相談役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第22条 取締役社長は、当会社を代表する。

2. 前項のほか、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定ことができ、おのおの当会社を代表するものとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、あらかじめ取締役会が定めた代表取締役が招集し議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により他の取締役がこれにあたる。

(招集手続)

第24条 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日より3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定める事項のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第31条 当社は監査等委員役会を置く。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

2. 前項の議事録は、その原本を本店に10年間備え置く。

(監査等委員会規則)

第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第37条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社は、剰余金の配当その他の会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(期末配当金等の除斥期間)

第44条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 第66回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の責任については、当該株主総会における変更前の定款第40条の規定はなお効力を有する。

(改定日)

改定日	1993年6月 3日
改定日	1996年6月25日
改定日	1998年6月29日
改定日	2000年6月28日
改定日	2002年6月27日
改定日	2003年6月27日
改定日	2004年6月25日
改定日	2006年6月29日
改定日	2009年6月26日
改定日	2018年6月28日
改定日	2019年6月27日
改定日	2020年6月26日
改定日	2022年6月25日
改定日	2022年8月 1日
改定日	2023年6月24日
改定日	2025年6月21日
改定日	2026年6月27日